

○尼崎市暴力団排除基金条例

平成 31 年 3 月 5 日

条例第 1 号

改正 令和 5 年 3 月 9 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団の排除(以下「暴力団排除」という。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市暴力団排除基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団排除に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。